

中世初期イングランドの訴訟関連記録

—伝来の地理的・時期的特徴—

(西洋史学研究室) 森 貴子

Anglo-Saxon Lawsuits

: The Evidence and Its Distribution

Takako MORI

(平成30年6月21日受理)

はじめに

近年において、中世初期イングランドの紛争解決をめぐる研究が活発化している背景の一つに、考察対象の拡大がある。すなわち、規範的史料に加えて実際の訴訟に関わる記録が考察対象とされたことで、多様な法の実践のあり方が明らかにされ、当該期の裁判を形式的でアルカイックとした、かつての見解は退けられることになった⁽¹⁾。同時に強調されているのが、王権による法や裁判への積極的介入であり、10世紀のウェセックスによるイングランド統一以降の国家の成長という文脈で議論されている。さらに、紛争解決を通じた統治についての理解が深化した要因として、集会研究の進展が挙げられる。すなわち王国統治の実効性を保証するためには組織化されたネットワークが必要であり、それは王の面前で行われる賢人会議、各州で開催される州集会、州を構成するハンドレッドの集会という、階層的に機能する公の集会によって担われたとされている。国王は、これらの集会で行われた裁判に直接的あるいは間接的に介入することで、支配と集権化を推し進めることができたというのである。王権による統治の組織化を重視するこの立場は、近年では「アングロ・サクソン末期国家」論と呼ばれている⁽²⁾。

他方で、最近になって、国家という枠組みでの紛争

解決研究に意義を唱える論者が登場した。例えば私讐(フエーデ)の持つ社会統制機能を重視するP・ハイアムズは、法廷で名誉ある解決が得られない場合には、自力救済が選択肢の一つであったとしている⁽³⁾。また、「集会」の意義を対話と合意形成に求めるL・ローチは、事件が裁判集会で扱われた場合でも、実際の秩序回復は縁故や個人的絆に依存して達成されたとして、具体的事例を挙げている⁽⁴⁾。

こうした研究の動向からは、イングランドの紛争解決を、王権による上からの統治という文脈だけでなく、在地における秩序維持機能の観点から捉える必要性が浮かび上がってくる。その際に留意すべきは、具体的な「地域」を対象として、その置かれた環境や権力構造との関連を問いながら、通時的に検討することである。そうでなければ、国家の役割に着目するにせよ、私的な解決を重視するにせよ、双方が自らの観点から見いだした秩序形成のメカニズムばかりを強調する、水掛け論に終始してしまう恐れがあるからである。「地域」から見ることで、王権と地域とのどのような関係が浮かび上がってくるだろうか。今や紛争解決研究は、地域史との接合を目指す段階を迎えているといえよう。

しかし特定の地域の長期的検討が必要といっても、そもそもそれを可能にする条件はととのっているのだろうか

か。この点を確認するため、本稿では、紛争解決研究の前提となる史料について概観してみたい。具体的には、P・ウォーモルドによる訴訟一覧を手がかりに、各々の訴訟に関連して伝来している記録が、どの地域のどの時期に属するのか、その地理的・時期的な特徴を把握する。その上で、どの範囲の「地域」を対象として設定すれば通時的研究が可能なのかについて、大まかな見通しを立てたい。ただし注意が必要なのは、この時期の「地域」が領域概念ではないことである。地域とは、経験と記憶を共有する人々の集団であり、不断の実践により構築されるものであるから、場合によってはその規模を変えて現れる柔軟な空間であった。その意味では、裁判集會に参加する人々自体が地域を構成するといえる⁽⁵⁾。本稿での「地域」の語はこの立場から用いられており、あくまで緩やかな指標であることをお断りしておく。

1. P・ウォーモルド「アングロ・サクソン期の訴訟一覧」

ウォーモルドによる‘A Handlist of Anglo-Saxon Lawsuits’が、1988年の *Anglo-Saxon England* 誌上に発表されたことで、我々は初めてアングロ・サクソン期に関する訴訟の全体像を知ることになった⁽⁶⁾。結果的に179件が、文書や『ドゥームズデイ・ブック』、年代記そして事績録・奇蹟譚から抽出されている。同時期の大陸と比べて決して恵まれているとは言えない数だが、貴重な考察対象である⁽⁷⁾。これら179件に関連する記録の地理的・時期別の把握を行う前に、まずは抽出の基準およびそこから生じる問題点を整理しておこう。

リストの「アメーバのような拡大を防ぐため」にウォーモルドが採用したのは、個々の記録のうち何らかの「公的な」裁判手続が認められるものだけを選びだす、という手法であった⁽⁸⁾。例えば判決や処罰、論争や協定の記載は、それらの背景に裁判集會や国王令状 writ の発給といった法的手続があったことを伺わせる。もちろんウォーモルド自身も、紛争解決研究の対象を公的な訴訟に限定することの問題は意識していた。法の歴史にアプローチする現代の歴史家は、法廷の外で行われる私的な解決にも関心を向けなくてはならないのである。この観点からは、厳格な基準から選択されたウォーモルドのリストは、紛争解決事例全体のうちの氷山の一角を示すにすぎないかもしれない。しかし少なくともウォーモルド

の179件が、この分野の研究対象から外れるはずはない。また前述したL・ローチの主張に関して言えば、それは人間関係や賄賂が「裁判で」果たした役割を根拠の一つとしていたのであるから⁽⁹⁾、ローチの説を検証するという意味でも、訴訟事例から始めることに意義はあろう。

リストアップに関する具体的な着眼点は、以下の通りである。まず文書に関しては、賢人会議 <venerabile consilium> への直接の言及がある場合、あるいは文書に付された証人リストから州集會の開催が判明する場合がある。これらが意味するのは、文書に記載されている内容が裁判集會で議論されたということである。またウォーモルドによれば、判決 <dom> や悪い行い <facinus>、土地没収 <forisfactum> <forwyrca> などの語があれば、罪や財産没収に関する具体的な説明がない場合でも、法的な原理が機能したと理解してよい（訴訟一覧に含めてよい）⁽¹⁰⁾。

国外追放や法外追放、財産没収のプロセスについてのより詳しい描写は、年代記などの叙述史料に見出せる。他方で、イングランド北部の諸史料に登場するフェーデに関しては、統治組織を利用していないため一覧に含めることができない。また、殺人を犯したのに、教皇による贖罪しか課されていないようなケースも、除外されなければならない⁽¹¹⁾。

神の裁きと人間のそれとを区別する際にも、注意が必要である。奇蹟による解決が語られたとしても、それが法的な手続きの枠内で生じているならば対象に含まれる（裁判における偽証が超自然的方法で報復されるなど）一方で、もっぱら神の懲罰によって敵対者が敗走し、決着を見るような事例は除かれる。聖人の事績や奇蹟譚ではこうした解決のあり方の方が、むしろ一般的なのではあるが⁽¹²⁾。

終点を1066年のノルマン征服（を区切りとして、それより前）とする時期区分は、特に『ドゥームズデイ・ブック』からの抽出の際に困難をとまなう。1086年にウィリアム1世の命により開始された、土地保有に関する調査の記録である『ドゥームズデイ・ブック』は、征服前についての豊富な情報も含むため、アングロ・サクソン期を対象とした研究にとっての最重要な情報源の一つとされてきた。ウォーモルドが目にするのは、そこにスカンディナヴィア系の名を持つ人々による土地没収が多数

記録されていることである。スカンディナヴィア起源の人々は征服前からイングランドに定住していたわけだから、『ドゥームズデイ・ブック』の土地没収もアングロ・サクソン期の状況を反映している可能性がある。しかしこの点でのウォーモルドの判断は、ウィリアム1世統治下でイングランドの土地保有者階層が辿った苛酷な運命を考慮すれば、明確に征服前の事例（具体的にはエドワード証聖王期（在位1042～1066年）あるいはハロルド2世（在位1066年）の治世に由来する）と確認できる場合にしかリストに含めることはできない、というものである⁽¹³⁾。

2. 記録の地理的・時期的な特徴

以上のように、それぞれの史料の性格に配慮しつつ選び出す作業を通じて、文書から96件、『ドゥームズデイ・ブック』から7件、年代記から51件、事績録・奇蹟譚から25件の訴訟事例が抽出された。この成果に基づいて、以下では各々の訴訟に関連する記録の地理的・時期別の特徴を明らかにする。その際、集計や分析は、記録が伝来した文書庫毎に行うこととしたい。これにはいくつかの理由がある。まず、記録の作成と保管をめぐる事情である。中世初期の記録は、司教座や修道院などの教会組織（の文書庫）に保管されて伝来するのみならず、作成自体もそれらの手によることが多かった。年代記や事績録はたいていの場合、財産を管理するため、あるいは自分たちの聖人を崇拝するために特定の教会で作成されて伝来した。王が発給した文書でさえも、少なくとも10世紀までは受益者である教会が作成した。さらに「告知文書」と呼ばれる史料群は、土地をめぐる裁判の経過と結果を書き留めること自体を目的としており、したがってこの分野の研究にとっては不可欠の史料だが、これも訴訟当事者である教会（通常は勝者側）が作成したのである⁽¹⁴⁾。こうした事情からすれば、それぞれの教会が置かれていた環境つまり記録の作成と保管の背景を含めて文書庫毎に検討することが、むしろ必然と思える。

二つ目の理由は、文書庫毎に整理することで、本稿での考察対象を増やすことができるからである。ウォーモルドが探し出した記録の中には、係争対象である土地が明記されていないものや、記載はあるもののその場所が同定されていないものが含まれている⁽¹⁵⁾。訴訟事例の

地理的把握を目指す本稿にとって、この点は重大な意味を持つ。しかし教会が個別の利害に基づいて作成あるいは伝来させた記録が、おおよそ各々の教会周辺の出来事（土地）に関連すると考えられるならば、文書庫毎に集計することで、場所が不明のケースも考察に含めることができる。確かに著名な「フォントヒルの手紙」（ウィンチェスター司教座の土地に関連する文書—しかも転写などではない、オリジナルと考えられる—が、カンタベリー大司教座に伝来した）のような例外はある⁽¹⁶⁾。けれども例えばウスター司教座から伝来した23の記録のうち、係争対象となった土地の記載がある20ケースについて言えば、それらは中世のウスター司教区に相当する、ウスターシャーとグロスターシャーに集中しているのである⁽¹⁷⁾。したがって個々の教会に残された記録を、その地域の裁判の大まかな指標として用いることは、さしあたり許されよう。ただし、『ドゥームズデイ・ブック』に関しては、王権が行った全国調査の記録という性格を考慮して、地図では該当する土地自体を表示することとする。『アングロ・サクソン年代記』の記載についても、裁判集会の場所などが特定できる場合は、その場所を地図に含める。

また、記録の数え方についても説明の必要がある。訴訟の件数とそれを伝える記録の数とが、必ずしも一致しないことについてである。前述の「フォントヒルの手紙」からは、ヘルムスタンという人物をめぐる4件の訴訟があったことが判明するので（ウォーモルドの訴訟リストではno. 23からno. 26にあたる）、一通の文書の中に4件の訴訟に関する4つの記録があるとカウントする。つまりここでは記録と訴訟の数は一致している。他方で、一件の訴訟に関連して複数の異なる記載が見つかることがある。例えばセント・オールバンズ修道院とロチェスター司教座にはそれぞれ、エセックスの貴頭であるレオフシージ *Leofsig* の国外追放（1002年の事件。ウォーモルドのリストではno. 71）について述べた、王文書が伝来している。これらはエセルレッド2世（イングランド王在位978～1016年）が、修道院と司教座にそれぞれ別の機会に異なる所領を譲渡した際の文書だが、所領の来歴を語るなかでレオフシージの国外追放に触れているのである。二つの文書を比較した場合、ロチェスター司教座宛の方が事件について詳細に語っており、修道院宛

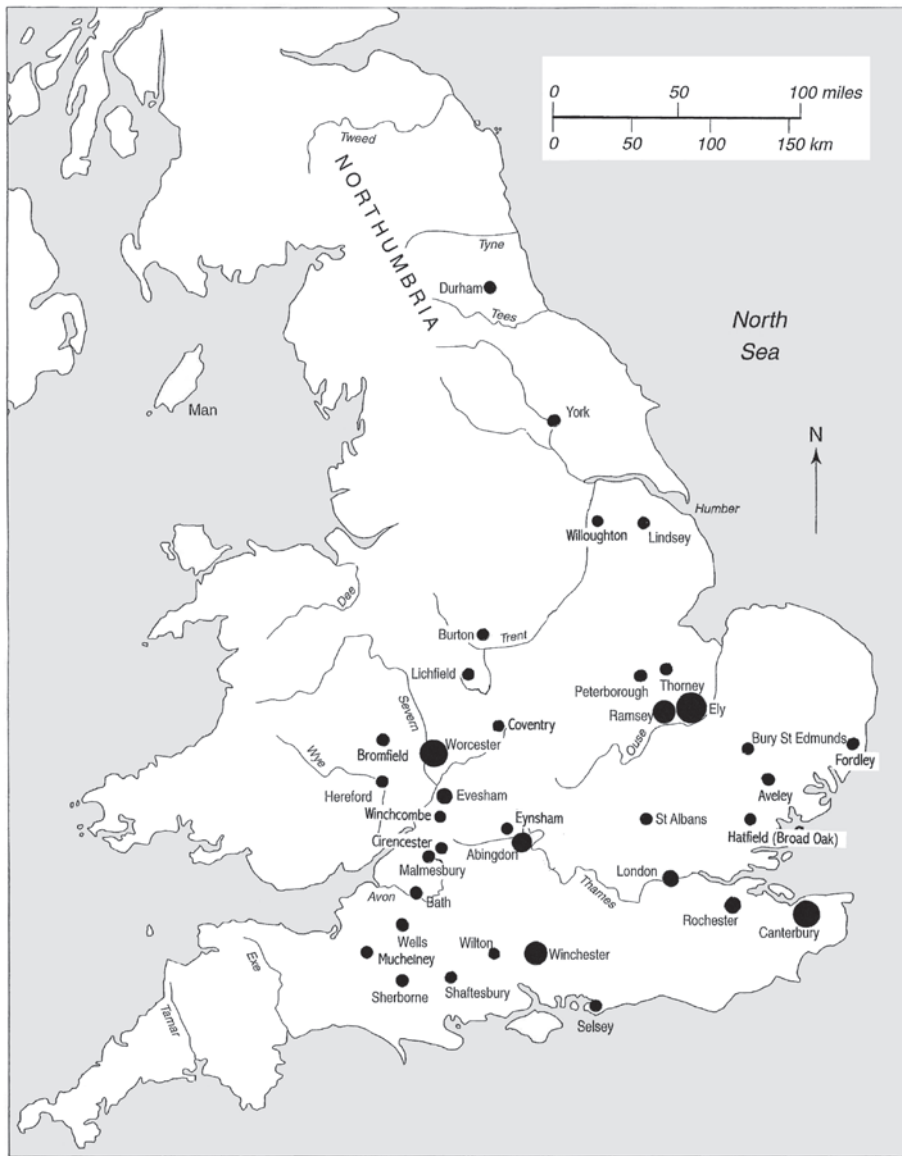
には存在しない情報を含むという違いが認められる⁽¹⁸⁾。いずれにせよここでは、no. 71の訴訟には2つの記録が伝来しているとカウントし(ウォーモルドはセント・オールバンズ修道院の記録を71i、ロチェスター司教座の方を71iiと表示している)、これらはそれぞれの文書庫で別々に集計することとする。179件の訴訟例のうち、このレオフシージの件を含めて全部で14件に関して二つ以上の起源の異なる記録が伝来しているが⁽¹⁹⁾、本稿ではこれら全てについて同様の処理を行う(複数の記録それぞれを文書庫毎に集計)。ただし具体的分析の段階では、複数記録伝来の事情を個別に考察する作業が必要となる

ことは、言うまでもない。

このようにできる限り多くの訴訟記録を対象とするための方法をとったとしても、関連地名も特定の教会との結び付きも確認できないために、本稿での地図あるいはグラフに反映できないものもある。それは『アングロ・サクソン年代記』などからの5記載である⁽²⁰⁾。

(1) 地理的分布

以上を前提に、訴訟関連記録の地理的分布を示したのが、図1である。表示の都合上、イーリー、カンタベリー、ウィンチェスター、ロンドンでは、由来の異なる記録を



P. Wormald, 'A Handlist of Anglo-Saxon Lawsuits' in Do., *Legal Culture in the Early Medieval West*, London, 1999, pp. 253-287 より筆者作成

図1 訴訟関連記録の地理的分布

合計している。すなわち、

- イーリー: イーリー修道院に伝来する27記録+『ドゥームデイ・ブック』からの1記録
- カンタベリー: カンタベリー大司教座の22記録+聖オーガスティン修道院の1記録
- ウィンチェスター: ウィンチェスター司教座（オールド・ミンスター聖堂附属修道院）の11記録+ニュー・ミンスター修道院の5記録
- ロンドン: ウェストミンスター修道院の5記録+『アングロ・サクソン年代記』の3記録+『ドゥームデイ・ブック』からの1記録

この図から、ある程度まとまった数の記録が伝来している「地域」として、イースト・アングリア（イーリー修道院、ラムジー修道院を中心とする）、ケント（カンタベリー大司教座、ロチェスター司教座）、ウェセックス（ウィンチェスター司教座、ニュー・ミンスター修道院とその周辺）、かつてのフィッチェ Hwicce 人の王国の領域（ウスター司教座を中心とする）の4つが浮かび上がってくる⁽²¹⁾。翻って、北部（ノーザンブリア）についてはダラム司教座、ヨーク大司教座などから一つずつ伝来するのみであり、この地域を対象とした訴訟事例の長期的検討は難しいと言えよう。

(2) 時期別の記録数

それでは、4地域に関する記録は、どの時期にどれくらい伝来しているだろうか。地域毎に最も多くの記録を伝来させている文書庫の傾向を探ってみる。図2から図5のグラフで10世紀以降が前半と後半に分かれている理由については、イングランド国家の統合を押し進めたとされるエセルスタン王治世（在位924～939年）を一つの区切りとするためと⁽²²⁾、さらに本稿にとってはこちらがより重要だが、ケントのロチェスター司教座を対象とした鶴島博和の研究で、紀元1000年前後に王権と地域共同体の問題解決システムが形成されたと指摘されていることである⁽²³⁾。したがって地域差を念頭におくにしても、ひとまず画期として1000年に着目して、その前後をより詳細に検討する必要があるのである。また、グラフで「11世紀後半」としているデータの終点は、ウォーモルドの一覧に従って1066年となっている。

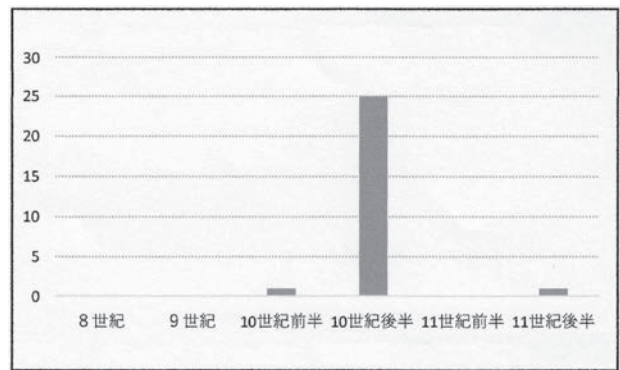


図2 イーリー修道院の訴訟関連記録数

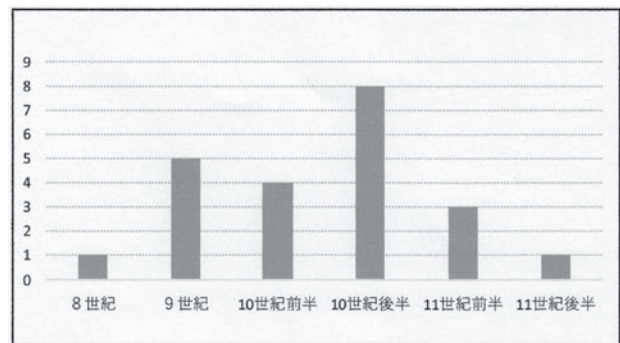


図3 カンタベリー大司教座の訴訟関連記録数

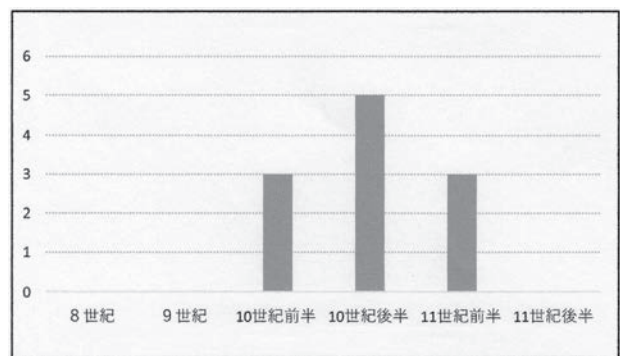


図4 ウィンチェスター司教座の訴訟関連記録数

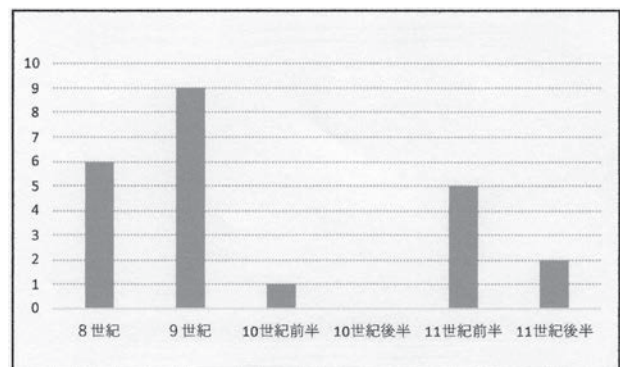


図5 ウスター司教座の訴訟関連記録数

①イースト・アングリア：イーリー修道院〈27記録〉

図2は、イーリー修道院に伝来する記録の時期別の数を示したものである。当該修道院の記録は10世紀後半に集中しているが、この偏りにはいくつかの事情が考えられる。それはイーリーが970年にベネディクト派修道院として再建されたこと、そしてここでの訴訟関連記録のほぼ全てが、再建後ほどなくの990年頃に作成された備忘録に起源を持つことなどである⁽²⁴⁾。いずれにせよ、イースト・アングリアを長期的に検討する場合、ラムジー修道院（主として年代記から18記録が伝来）やピーターバラ修道院（文書から5記録）などに由来する史料を対象に含めることは避けられない。実はすでにL・ローチによって、イーリーとラムジーの両修道院の記録はひとまず分析されており、そこからは紛争解決における個人的紐帯の重要性や裁判集会の戦略的利用といった諸点が浮かび上がると共に、結論として、裁判における王権の関与の低さが指摘されている。ローチはその理由の一つとして、両修道院が位置するフェンランドが、ウェセックスを拠点とする王権にとって周辺の地にあたるという地政学上の事情を挙げているが⁽²⁵⁾、ウェセックス以外の地域との比較や時期的な変化という視角から、さらなる分析を進める必要があるだろう。

②ケント：カンタベリー大司教座〈22記録〉

カンタベリー大司教座から伝来した訴訟関係記録は、アウグスティヌスによる初代大司教への就任（597年）後およそ200年経ったものが最古である。図3からは、10世紀後半を最多としながらも、長期的検討の前提となる史料がひとつおりに残されている様子を看取できる。ケントに関しては、前述のように、ロチェスター司教座を対象とした鶴島の研究がある。その注目すべき成果は、裁判集会の構成員を詳らかにすることで、集会の性格を地域住民の共同行為と位置づけたこと、その上で集会を通じた地域共同体と王権との関係を議論の俎上に載せたことである。しかも、地域社会の形成から王権による統治への利用を、具体的に時期を示して跡付けている⁽²⁶⁾。つまり鶴島の議論は、裁判集会を、王権による統治のための装置とみる「アングロ・サクソン末期国家」論と、調停や和解を通じた地域社会の対話の場とみるローチのような立場との、対立を止揚する可能性を示唆すると同

時に、具体的な地域を対象とした通時的研究の必要性を喚起するものといえよう。カンタベリー大司教座の史料からは、ケントの紛争解決システムにどのような知見を加えることができるだろうか。

③ウェセックス：ウィンチェスター司教座〈11記録〉

ウィンチェスター司教座は、ウェセックス王チェンワルフ Cenwulf によって648年に創建され、660年代にウェスト・サクソン人たちの司教座となった。王の宮廷のすぐ東に立地していたことから、ウェセックス王権との強い結び付きを指摘できる⁽²⁷⁾。図4は司教座からの訴訟関連記録を示しているが、すでに述べた事情から、実際はこれに「フォントヒルの手紙」（以下「手紙」と略記）の4例が加えられなければならない。それらはいずれも10世紀前半の事例と同定されているため、結果的に司教座の記録は10世紀前半が最多ということになる。そして「手紙」の叙述のおかげで、この時期に司教座周辺で生じた訴訟については、解決のプロセスや結果を左右する要素の具体的な検討が可能となっている。すでに筆者は前稿で「手紙」を素材として、裁判集会の性格、裁判手続、「弁護人」の役割、王権の関与などを検討し、その上で地域史の観点から鶴島の研究成果との対比も試みた⁽²⁸⁾。そこから10世紀前半のウェセックスでは、紀元1000年のケントで確認された地域社会と王権との関係の萌芽が見られると指摘しておいたが、その後の展開についての考察を進めなければならない。

④「フィッチェ人の王国」：ウスター司教座〈23記録〉

680年頃にマーシアの下位王国フィッチェの司牧のために設立されたウスター司教座は、アングロ・サクソン期を通じて相対的に多くの記録を残したことで知られる。ただしこと訴訟の長期的考察という目的に照らすと、不利な条件にあることを図5が示している。つまり、10世紀後半に関する記録がないのである。この時期はちょうどウスター司教オズワルド Oswald の在任期間と重なる（在任961～92年）が、実は彼が発給した、所領の貸与に関する大量の文書が伝来しているだけに、訴訟分野での記録の欠落は意外に思われる⁽²⁹⁾。それにしても、最近の研究で紀元1000年が画期とされていることは前述した通りであるから、これに至る時期の欠落を埋めるた

めにも、近隣の諸教会に伝わる記録を検討対象に含めなければならない。ウスター司教座の関係した訴訟については、ウォーモルドの先駆的業績がある。8世紀末から30年に及んだ「ウエストベリ事件」を対象に、立証における文書の役割や王の法廷の機能を指摘することで、アングロ・サクソン期の訴訟手続を非合理的とした旧来の学説に根本的な見直しを迫ったものである⁽³⁰⁾。この成果を受け継ぎつつ、「地域」と王権という文脈から改めて考察することが求められる。

おわりに

本稿では中世初期イングランドの紛争解決研究の今後の方向性を示唆し、そこからウォーモルドの訴訟リストを手掛かりに、個別地域を長期的に考察するための基礎となる史料の伝来状況を概観してみた。結果として、イースト・アングリア、ケント、ウェセックス、「フィッチェ人の王国」の4地域を考察対象に設定できる可能性が浮かびあがった。しかし、個別教会の文書庫での時期別伝来数を確認したところ、特にイーリー修道院（イースト・アングリア）とウスター司教座（「フィッチェ人の王国」）では史料の偏りが明らかであった。これらの地域では、周辺教会施設からの記録を、教会が置かれていた特定の環境を考慮しながら考察対象に含めることが必然的に求められる。また本稿では、それぞれの地域に関する先行研究についてあくまで大まかな概要を紹介しただけだが、すでにそこから紛争解決プロセスにおける地域差が予想できた。この相違が王国統治における中核（ウェセックスやケント）および周辺（イースト・アングリア）を意味するとすれば、それらはどのように構造化されていったのか。そして「フィッチェ人の王国」はそこにどのように位置付けられるのだろうか。イングランド統合王権における各地域の位置付けを意識しながら、史料を丁寧に吟味していく作業が待っている。

註

(1) この動向の嚆矢となったのが、P. Wormald, 'Charters, Law and the Settlement of Disputes in Anglo-Saxon England', in W. Davies and P. Fouracre eds., *The Settlement of Disputes in Early Medieval Europe*, Cambridge, 1986, pp. 149-168, 262-265（中村敦子訳「アングロ＝サク

ソン期イングランドにおける証書・法・紛争解決」、服部良久編訳、『紛争のなかのヨーロッパ中世』第三章、京都大学学術出版会、2006年、57～87頁。Do., *Legal Culture in the Early Medieval West*, London, 1999に再録）である。また、本稿で取り上げる論考はすべて、実際の法の実践に関心を持ち、紛争解決の現場に注目している業績であると言える。

(2) 集会をめぐる研究動向とそこでのアングロ・サクソン末期国家論の位置づけについては、森 貴子「中世初期イングランドにおける集会をめぐる」、『愛媛大学教育学部紀要』、第61巻、2014年、181～190頁を参照されたい。

(3) P. Hyams, 'Feud and the State in Late Anglo-Saxon England', *Journal of British Studies*, 40, no. 1, 2001, pp. 1-43.

(4) L. Roach, *Kingship and Consent in Anglo-Saxon England: Assemblies and the State in the Early Middle Ages*, Cambridge, 2013, esp., pp. 122-146 (Chap. 6, 'The Witan and the Settlement of Disputes').

(5) この指摘は、鶴島博和「11世紀のイングランドにおける「よき人の社会」と「地域」の誕生」、藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像—史料と理論の対話—森本芳樹先生古希記念論集』、九州大学出版会、2004年、347～373頁のうち、359頁。

(6) P. Wormald, 'A Handlist of Anglo-Saxon Lawsuits', *Anglo-Saxon England* 17, 1988, pp. 247-281. 改訂版が *Legal Culture in the Early Medieval West* (前註1), pp. 253-287に再録されている。以下では「Handlist」と略記し、当該論文を指示する際には改訂版を用いる。

(7) ウォーモルドの初版と比べて、改訂版では訴訟数が1件増えている。Wormald, 'Handlist', rev. edn., p. 287 (付記)を参照。ただしこの訴訟（リストでは177aにあたる。Wormald, *The Making of English Law: King Alfred to the Twelfth Century, volume I: Legislation and its Limits*, Oxford, 1999, p. 158で簡単に紹介されている）については検討不足のため、今回はデータに含めていない。また、訴訟件数は、ウルフイェアト Wulfgeat の土地没収に関する二つの記載（ウォーモルドのリストでは72a および72b）の評価の仕方でも異なってくる。ウォーモルド自身は、これらが同じ訴訟を指す可能性を考慮し

て一つの番号を付しているが、ケリーによって、同名の異なる人物に対する別々の処罰を指す可能性が改めて指摘されたため、本稿では二つそれぞれを数に含めた。S. E. Kelly ed., *The Charters of Abingdon Abbey, Anglo-Saxon Charters 7-8*, Oxford, 2000-2001, pp. 529-530. それから、本稿では記録の真正性については考慮しない。これに関しては記録作成の背景を含めた個別の考察が必要となるからである。

- (8) Wormald, 'Handlist' (前註6), p. 256.
- (9) Roach, *op. cit.* (前註4), esp., pp. 124-136.
- (10) Wormald, 'Handlist', pp. 256-259.
- (11) Wormald, 'Handlist', pp. 259-260.
- (12) Wormald, 'Handlist', p. 260.
- (13) Wormald, 'Handlist', pp. 260-261.
- (14) Wormald, 'Handlist', pp. 276-283. また告知文書については、森 貴子「「フォントヒルの手紙」—史料類型の視角から—」、『資料学の方法を探る』(愛媛大学「資料学」研究会編)、17号、2018年、95~102頁、およびそこで取り上げた諸文献を参照されたい。
- (15) 例えば、Wormald, 'Handlist', nos. 172, 175.
- (16) 「フォントヒルの手紙」は、12世紀にはすでに、カンタベリー大司教座の文書庫に存在していたことが分かっている。というのも、当時の文書係の手によって「役に立たない」<inutile>との裏書が加えられているからである。森、前掲論文(註14)を参照のこと。
- (17) 他に1例、ウスターシャーに隣接するシュロップシャーの記載がある。Wormald, 'Handlist' の、nos. 3, 4 i, ii, iii, 15, 17, 22, 77, 90, 103, 104, 105→Worcestershire nos. 1, 5, 8, 11, 12, 21, 28, 90→Gloucestershire nos. 106→Shropshire
中世のウスター司教区には、ウスターシャーとグロスターシャーのほかに、ウォリックシャーの一部が含まれる。
- (18) セント・オールバンズ修道院宛の文書：J. M. Kemble ed., *Codex Diplomaticus Aevi Saxonici*, 6 vols, London, 1839-1848, no. 1304 / ロチェスター司教座宛の文書：A. Campbell ed., *Charters of Rochester, Anglo-Saxon Charters 1*, London, 1973, no. 33.
- (19) Wormald, 'Handlist', nos. 4, 7, 30, 63, 71, 74, 86, 93, 94, 135, 144, 149, 170, 175.

- (20) Wormald, 'Handlist', nos. 144 ii, iv, 161, 170 ii, 175 ii.
- (21) ここでの「地域」は、イングランド王国統合以前の政治的単位＝「王国」を基礎にしている。しかし王国の支配地域が劇的に変動したことは注意が必要である。また、フイッチェ人の王国は、7世紀後半にマーシア王国の下位王国となった後、8世紀末にはマーシアに併合されて消滅した。しかしその領域は中世のウスター司教区として保存された。ウスター司教も「フイッチェ人たちの司教」を自称することがあった。P. Sims-Williams, *Religion and Literature in Western England, 600-800*, Cambridge, 1990, pp. 5-39.
- (22) 内川勇太「イングランドの政治的統合—「アングル人とサクソン人の王国」におけるマーシア人の集会—」、『史學雑誌』、第125編第10号、1~41頁を参照。
- (23) 鶴島、前掲論文(註5)。
- (24) イーリー修道院の訴訟関係記録は、*Libellus Æthelwoldi episcopi* から抽出されたものである。伝来する *Libellus Æthelwoldi episcopi* は、12世紀初頭にイーリーの修道士によって作成されたが、990年頃に編纂された古英語記録を基礎にしているとされる。A. Kennedy, 'Law and Litigation in the *Libellus Æthelwoldi episcopi*', *Anglo-Saxon England* 24, 1995, pp. 131-183, at pp. 131-133.
- (25) Roach, *op. cit.* (註4)。
- (26) 鶴島、前掲論文(註5)。これに対する評価は、森、前掲論文(註2)、185~186頁。
- (27) J. Crook, 'Winchester' in M. Lapidge *et al.* eds., *The Blackwell Encyclopaedia of Anglo-Saxon England*, Oxford, 1999, p. 480.
- (28) 森 貴子「中世初期イングランドの紛争解決—Fonthill Letter を素材に(2)—」、『愛媛大学教育学部紀要』、第64巻、2017年、267~283頁。
- (29) 森 貴子「権利譲渡文書に見るアングロ・サクソン期ウスター司教領の動態」、『西洋史学』、第194号、1999年、45~68頁。特に50~57頁の表1を参照されたい。また、森 貴子「アングロ・サクソン期文書における古英語の利用—ウスター司教座関連文書の検討から—」、藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像』(前註5)、87~110頁では、ウスター司教座が所領をめぐる争いを避けるために採用し

た戦略について論じている。ウスター司教座の文書に見られるバイリンガリズムについては、最近になって F. Tinti, 'Writing Latin and Old English in Tenth-Century England: Patterns, Formulae and Language Choice in the Leases of Oswald of Worcester' (in R. Naismith and D. Woodman eds., *Writing, Kingship and Power in Anglo-Saxon England*, Cambridge, 2017, pp. 303-27) がとりあげ、さらなる検討の必要性を指摘している。

(30) Wormald, art. cit. (註1). さらに、いわゆる「オスワルズ・ロー」の特質について論じた Wormald, 'Lordship and Justice in the Early English Kingdom: Oswaldslow Revisited', in W. Davies and P. Fouracre eds., *Property and Power in the Early Middle Ages*, Cambridge, 1995, pp. 114-136の再評価が必要である。

